

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)

東京都公報

発行 東京都

目次

- 都市計画事業の認可……………(都市整備局都市基盤部街路計画課)……………一
- 市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更認可……………(都市整備局市街地整備部再開発課)……………一
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定(四件)……………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………一
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……………(同)……………六
- 児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の廃止……………(福祉保健局障害者施策推進部施設サービス支援課)……………七
- 漁船損害等補償法による付保義務の同意を求めるための届出……………(産業労働局農林水産部水産課)……………七
- 多摩川のしじみ漁業権免許に伴う漁業権行使の制限……………(同)……………七
- 再開発等促進区を定める地区計画の原案(二一件)……………(都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課)……………八
- 開発行為に関する工事完了……………(同)……………八

告示

●東京都告示第千二百五十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定に基づき東京都都市計画道路事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

なお、事業地の一部について、都市計画法第六十九条の規定により適用される土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第三十一条の規定により、都市計画事業の認可後の収用の手続が保留されるので、都市計画法第七十二条第三項の規定に基づき、併せて告示する。

平成二十九年八月九日

東京都知事 小池 百合子

- 一 施行者の名称 中野区
- 二 都市計画事業の種類及び名称 東京都都市計画道路事業区画街路中野区画街路第四号線
- 三 事業施行期間 平成二十九年八月九日から平成三十八年三月三十一日まで
- 四 事業地 収用の部分
 - 中野区沼袋一丁目、沼袋二丁目、沼袋三丁目、沼袋四丁目、新井三丁目及び新井四丁目各地方内

- 五 収用の手続が保留される事業地 中野区沼袋一丁目、沼袋二丁目、沼袋三丁目及び沼袋四丁目各地方内

●東京都告示第千二百五十八号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第三十八条第一項の規定に基づき府中駅南口第一地区市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更を認可したので、同法第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十九年八月九日

東京都知事 小池 百合子

- 一 組合の名称 府中駅南口第一地区市街地再開発組合
- 二 事業施行期間 平成二十三年五月二十六日から平成三十年九月三十日まで
- 三 施行地区 府中市宮町一丁目地内
- 四 事務所所在地及び設立認可の年月日 府中市寿町一丁目五番地の一 平成二十三年五月二十六日
- 五 定款及び事業計画の変更の認可の年月日 平成二十九年八月九日

●東京都告示第千二百五十九号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第六条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域(以下「要措置区域」という。)を指定するので、同法第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年八月九日

●東京都告示第千二百六十二号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年八月九日

東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(大田区羽田四丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン並びにふっ素及びその化合物

別図

